

## 認定再生医療等委員会申請書チェックリスト

日付

申請者名：

## 確認者

## 2. 再生医療等委員会の審査等業務に関する規程

① 以下A~Iの再生医療等委員会の運営に関する事項(手数料を徴収する場合にあっては、当該手数料の額及び算定方法に関する事項を含む。)が記載されている		<input type="checkbox"/>	施行通知VI(27)①
A 法第26条第1項第1号～4号に掲げる業務を行うこと	<input type="checkbox"/>	法第26条第1項、施行通知VI(6)	<input type="checkbox"/>
ア 以下のa~fについて意見を述べること	<input type="checkbox"/>	法第26条第1項、施行通知VI(6)	<input type="checkbox"/>
a 再生医療等提供計画について再生医療等提供基準に照らして審査を行い、再生医療等の提供の適否及び提供に当たって留意すべき事項について意見を述べること	<input type="checkbox"/>	法第26条第1項第1号	<input type="checkbox"/>
b 再生医療等の提供に起因するものと疑われる疾病、障害若しくは死亡又は感染症の発生に関する事項について報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、その原因の究明及び講ずべき措置について意見を述べること	<input type="checkbox"/>	法第26条第1項第2号	<input type="checkbox"/>
c 再生医療等の提供の状況について報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、その再生医療等の提供に当たって留意すべき事項若しくは改善すべき事項について意見を述べ、又はその再生医療等の提供を中止すべき旨の意見を述べること	<input type="checkbox"/>	法第26条第1項第3号	<input type="checkbox"/>
d a~cのほか、再生医療等技術の安全性の確保等その他再生医療等の適正な提供のため必要があると認めるときは、当該再生医療等提供計画に記載された事項に関し意見を述べること	<input type="checkbox"/>	法第26条第1項第4号	<input type="checkbox"/>
e 「研究」として行う再生医療等に係る再生医療等提供計画の審査等業務を行うに当たっては、世界保健機関(WHO)が公表を求める事項について日英対訳に齟齬がないかを含めて確認し、意見を述べること	<input type="checkbox"/>	施行通知VI(6)③	<input type="checkbox"/>
f 「治療」として再生医療等を提供する計画を審査する場合は、再生医療の提供の「妥当性」について、再生医療等を受ける者の利益として、当該再生医療等の有効性が安全性におけるリスクを上回ることが十分予測されることを含むものであることを確認し、意見を述べること	<input type="checkbox"/>	施行通知VI(6)⑥(省令第10条第1項)	<input type="checkbox"/>
イ 実施に関して、以下のa~dについて留意すること	<input type="checkbox"/>	施行通知VI(6)	<input type="checkbox"/>
a 再生医療等提供計画に記載された内容とその添付書類に記載された内容に齟齬がないかを確認すること	<input type="checkbox"/>	施行通知VI(6)④	<input type="checkbox"/>
b 「認定再生医療等委員会の適切な審査等業務実施のためのガイドライン(手引き)」(令和6年5月13日付医政研発0513第1号厚生労働省医政局研究開発政策課長通知)を参照すること	<input type="checkbox"/>	施行通知VI(6)⑤	<input type="checkbox"/>
c 「科学的文献その他の関連する情報」の妥当性については、「認定再生医療等委員会の適切な審査等業務実施のためのガイドライン(手引き)」における科学的文献チェックリストを参考に判断すること	<input type="checkbox"/>	施行通知VI(6)⑤	<input type="checkbox"/>
d 意見を述べるときは、当該再生医療等提供計画に関する「審査等業務の過程に関する記録」を添付すること	<input type="checkbox"/>	施行通知VI(6)②	<input type="checkbox"/>
B 手数料を徴収する場合にあっては、当該手数料の額及び算定方法に関する以下ア～ウに掲げる事項	<input type="checkbox"/>	記載要領1(3)	<input type="checkbox"/>
ア 手数料の額及びその算定方法	<input type="checkbox"/>	法第26条第4項第4号、省令第48条、施行通知VI(26)	<input type="checkbox"/>
イ 手数料の算定の基準が審査等業務に要する費用に照らし、合理的なものである(手数料の額を、委員への支払いの報酬等、当該認定再生医療等委員会の健全な運営に必要な経費を補うために必要な範囲内として、かつ、公平なものとなるように定めていることをいう。)こと及び合理的なものであると判断した根拠	<input type="checkbox"/>	法第26条第4項第4号、省令第48条、施行通知VI(26)、再生医療等の審査手数料の設定について(平成30年11月30日付け事務連絡)	<input type="checkbox"/>
C 技術専門員の意見に関する以下ア～ウに掲げる事項	<input type="checkbox"/>	省令第64条の2	<input type="checkbox"/>
ア 法第26条第1項第1号に規定する業務(法第5条第2項において準用する法第4条第2項の規定により意見を求められた場合において意見を述べる業務を除く。)を行うに当たっては、技術専門員からの評価書を確認すること	<input type="checkbox"/>	省令第64条の2第1項、施行通知VI(39)	<input type="checkbox"/>
イ 審査等業務(アに掲げる業務を除く。)を行うに当たっては、必要に応じ、技術専門員の意見を聞くこと	<input type="checkbox"/>	省令第64条の2第2項、施行通知VI(40)	<input type="checkbox"/>
D 審査等業務に係る結論を得るに当たっては、出席委員全員から意見を聞いた上で、原則として、出席委員の全員一致をもって行うよう努めること	<input type="checkbox"/>	省令第65条第2項、施行通知VI(47)	<input type="checkbox"/>
E 認定再生医療等委員会の運営に関する事務を行う者を選任すること及び当該者は、当該認定再生医療等委員会の審査等業務に参加しないこと	<input type="checkbox"/>	省令第69条第1項・第2項、施行通知VI(50)	<input type="checkbox"/>
F 設置の目的	<input type="checkbox"/>	施行通知VI(1)	<input type="checkbox"/>
G 審査等業務の対象(「第三種再生医療等のみ」)	<input type="checkbox"/>	法第7条、法第11条、記載要領1(1)④(法第2条第9項)	<input type="checkbox"/>
H 次に掲げる意見を述べたときの厚生労働大臣への報告に関する事項	<input type="checkbox"/>	省令第66条	<input type="checkbox"/>
ア 再生医療等の提供を継続することが適当でない旨の意見を述べたとき	<input type="checkbox"/>	省令第66条第1項	<input type="checkbox"/>
イ 不適合であって、特に重大なものが判明した場合において、意見を述べたとき	<input type="checkbox"/>	省令第66条第2項	<input type="checkbox"/>
② 提供中の再生医療等の継続的な審査に関する事項が記載されている	<input type="checkbox"/>	施行通知VI(27)②(法第26条第4項第5号、省令第49条第5号、記載要領1(1)③)	<input type="checkbox"/>
③ 以下のA～Dの記録に関する事項が記載されている	<input type="checkbox"/>	施行通知VI(27)③	<input type="checkbox"/>
A 審査等業務に関する事項を記録するための帳簿を備えること	<input type="checkbox"/>	省令第67条第1項、施行通知VI(49)	<input type="checkbox"/>
B 審査等業務の過程に関する記録を作成すること	<input type="checkbox"/>	省令第71条第1項、施行通知VI(52)	<input type="checkbox"/>
C 「審査等業務の過程に関する記録」について「質疑応答などのやりとりがわかる内容」も含めた、結論に至る議論の過程の全ての詳細が分かる逐語録や音声データ等の客観的記録を残すこと	<input type="checkbox"/>	省令第71条第1項、施行通知VI(52)	<input type="checkbox"/>
D 「審査等業務の過程に関する概要」について、「審査等業務の過程に関する記録」から個人情報、研究の独創性及び知的財産権の保護に支障を生じるおそれのある事項を除いたものとしていること	<input type="checkbox"/>	省令第71条第1項、施行通知VI(52)	<input type="checkbox"/>
④ 以下A～Dの記録の保存に関する事項が記載されている	<input type="checkbox"/>	施行通知VI(27)④	<input type="checkbox"/>
A 審査等業務に関する事項を記録するための帳簿を、最終の記載の日から十年間保存すること	<input type="checkbox"/>	省令第67条第2項	<input type="checkbox"/>
B 以下ア～ウについて、再生医療等提供計画に係る再生医療等の提供が終了した日から少なくとも十年間保存すること	<input type="checkbox"/>	省令第71条第2項、施行通知VI(53)	<input type="checkbox"/>
ア 審査等業務を行うために提供機関管理者から提出された書類	<input type="checkbox"/>	省令第71条第2項、施行通知VI(53)	<input type="checkbox"/>
イ 審査等業務の過程に関する記録(技術専門員からの評価書を含む。)	<input type="checkbox"/>	省令第71条第2項、施行通知VI(53)	<input type="checkbox"/>
ウ 認定再生医療等委員会の結論を提供機関管理者に通知した文書の写し	<input type="checkbox"/>	省令第71条第2項、施行通知VI(53)	<input type="checkbox"/>
C 以下ア～オについて、認定再生医療等委員会の廃止後十年間保存すること	<input type="checkbox"/>	省令第71条第3項、施行通知VI(54)	<input type="checkbox"/>
ア 再生医療等委員会認定申請書(省令様式第5)の写し	<input type="checkbox"/>	省令第71条第3項	<input type="checkbox"/>
イ 申請書の添付書類	<input type="checkbox"/>	省令第71条第3項	<input type="checkbox"/>
ウ 審査等業務に関する規程	<input type="checkbox"/>	省令第71条第3項、施行通知VI(54)①・②	<input type="checkbox"/>
エ 委員名簿	<input type="checkbox"/>	省令第71条第3項、施行通知VI(54)①・②	<input type="checkbox"/>
オ 委員会の設置又は運営に関与する者が提供した審査等業務に係る役務(委員会の事務局業務の代行等)その他の関与(委員会構成等に関与することや審査対象となる計画を紹介すること等)に関する記録(提供した審査等業務に係る役務その他の関与の内容に変更があった場合は、当該審査等業務毎に具体的な関与の内容についての記録を含む)	<input type="checkbox"/>	省令第71条第3項、施行通知VI(54)③	<input type="checkbox"/>
D B、Cに関する記録方法及び記録の保存方法	<input type="checkbox"/>	施行通知VI(27)④	<input type="checkbox"/>
⑤ 以下A、Bの審査等業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法が記載されている	<input type="checkbox"/>	施行通知VI(27)⑤	<input type="checkbox"/>
A 審査等業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法	<input type="checkbox"/>	法第26条第4項第3号	<input type="checkbox"/>
B 認定再生医療等委員会の委員若しくは認定再生医療等委員会の審査等業務に従事する者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該審査等業務に關し知り得た秘密を漏らさないこと	<input type="checkbox"/>	法第29条	<input type="checkbox"/>

[用いた略語] 法: 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85)

省令： 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第110号)

施行通知:「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令」及び「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則」等の取扱いについて(令和7年5月15日付け医政研発0515第18号厚生労働省医政局研究開発政策課長通知)

記載要領:「再生医療等提供計画等の記載要領等について」(令和7年5月30日付け厚生労働省医政局研究開発政策課事務連絡)